

解釈者の国家像批判としての国家の動的内在論理

——ヘーゲル『法の哲学』に対する対立的評価からの脱却をめぐって——

神山 伸弘

一 ヘーゲルの国家論評価の右往左往の根源

ヘーゲルが『法の哲学』（一八二〇年）で展開した国家論は、肯定的にも否定的にも、あるいはそれを弁護する形で、さまざまに評価されてきた。ヘーゲル受容史の全体を概観したH・オットマンの貴重な研究成果に立脚してい

えば、このような評価の対立が生ずるのも、ヘーゲルを論ずる者自身の観点がそれに大きな影響を与えるからである。

オットマンによれば、ヘーゲルの死後におけるヘーゲル学派の根本的対立は、ヘーゲルに対する今日的な政治的評価にも影を落としている。この根本的対立は、ヘーゲルを論ずる者が、「絶対者」を、超越的なものとみるのか（右派）、

内在的なものとみるのか（左派）、あるいは現象するものとみるのか（中央派）という点に認められる。そして、こ

の対立の系として、ヘーゲルに対する政治的評価が与えられることになる。

オットマンは、注目すべき政治的評価の諸相として、現代の政治状況に対する態度、フランス革命の役割、市民社会の役割、市民社会と国家の関係、国家像全般の問題を挙げている。この諸相での対立をオットマンに従って略述すれば次のようになる。

(一) 現代の政治状況に対する態度に関していえば、右派は時代の保守的な傾向に迎合するものとしてヘーゲルを賛美し、左派は市民社会の分裂の維持を進める議論としてヘーゲルを批判し、中央派はヘーゲルの議論にある西欧民主主義や近代的法治国家のあり方を明らかにする。

(二) フランス革命の役割に関していえば、右派はヘーゲルが革命の理想を国家に託したことを歓迎し、左派はヘーゲル的な国家で起りうる自由侵害のあり方を批判し、中

中央派はヘーゲルが革命理論の克服を行なうとともに革命による解放的理想を承認したと評価する。

(三) 市民社会の役割に関していえば、右派はこれを国家に対する相対的領域として低くみるのに対し、左派はこれを中心的領域として持ち上げ、そこでのヘーゲルの宥和的議論を批判し、中央派は市民社会を相対的領域としつつも解放の領域としても評価する。

(四) 市民社会と国家の関係に関していえば、右派は国家の優位性を主張するのに対し、左派は市民社会への国家の還元を唱え、中央派は両者の相互連関を説く。

(五) 最後に、国家像全般の問題に関していえば、右派はヘーゲル的な国家にある権力国家的性格を賛美し、左派はその反民主主義的性格を批判し、中央派はその立憲君主主義的な法治国家像を提出する。

ヘーゲル国家論に対してこのような対立的な評価が繰り返されるなかで、解釈者の観点に重要な意味を見出すのではなく、あくまでヘーゲル自身の概念把握の意味を問おうとするのであれば、こうした対立的評価のいずれに組すべきか、という問いは、おそらく意味をなさない。むしろ、こうしたものをもたらし、ヘーゲル国家論の論理構造こそがまず解明されなければならないだろう。

ヘーゲルが人倫的実体としてとらえる国家は、概念把握される対象としては絶対者の位置を占めることになるか

ら、その理解の仕方によっては、絶対者としての超越性や内在性、現象性の次元を問題としなければならなくなる面がある。しかし、これらはいわば相關概念だから、そのうちの「一極のみが真実だ」として固執するのは、ヘーゲル的にいつて悟性的である。ヘーゲルは国家を「人倫的理念の現実」(SStN)²と規定するので、たとえばヘーゲルの論理学に従っていえば、国家は、現実態であることから、「本質と現実存在の統一」、「内と外との統一」³として考える必要がある。もちろん、『法の哲学』を飛び越えてヘーゲルの論理学を参照するのも剣呑だし、このような統一として国家を把握すること自体が問題だとすることも可能だろう。ただ、少なくともこのような簡単な参照からしても、ヘーゲルの論理を踏まえ、たうえでその国家論を考えると、そこにみられる国家の超越性や内在性、現象性のいずれか一つに決めてかかって議論するわけにはいかない、という見通しぐらいは立ってくる。

ところで、ヘーゲル国家論をめぐる対極的な評価には、実は同一の基盤がある。さまざまな議論の微妙な差異を無視して概括すれば、賛否の両陣営は、ヘーゲルが把握した国家のあり方を「現実存在する」優越的な権力国家とみなす点で、同一の理解を共有してきたといつてよい。このように考えれば、とくに現実存在というあり方が生身の解釈者にたち現れて政治的に実践的な態度決定を迫ってくる以

上、ヘーゲルの国家像を賛美するか批判するかが解釈者の緊要の課題とならざるをえない。

もつとも、賛否の堅い左右両陣営とは異なり、中央派的なヘーゲル弁護論の立場は、極論に欠落しがちな市民社会と国家の相互連関を指摘することからも窺われるように、悟性的な一面性を免れたフランスのよい議論をしているようにもみえる。しかしながら、この立場にしても、ヘーゲルの国家像が端的に近代国家であると時代限定して考える点では、賛否の極論と同一の地平に立脚しているといわざるをえない。つまり、従来のヘーゲル弁護論も、近代国家の現実存在のレベルでヘーゲルの議論を理解する点で、左右両極の評価軸と同じところに立っている。そこでの違いはといえば、たとえば、左右両極がヘーゲルの国家像を権力国家とみなすのに対し、中間的な立場は、それを法治国家とみなすということぐらいになってしまふ。

もちろん、権力国家か法治国家かというヘーゲルの国家像に与えられた正反対の評価は、それ自体根本的な議論となりうることだし、我々としても問題としなければならぬが、それ以前にこの場で大いに指摘しておかなければならないのは、解釈者自身のみならず作り上げた実定的（実証主義的）な国家像をヘーゲルのそれに押し付けて解釈するのが、ヘーゲル国家論の解釈の通例となってきたことである。

二 現在する理性の薔薇

ヘーゲル国家論の論理構造を解説するさい、我々のイメージする現実存在する国家をヘーゲルの描く国家に置き換えて議論する方法は、『法の哲学』の課題意識からいって正当なものといえない。ヘーゲルは、明確に、「時間的なもの・過ぎ去り行くものという仮象のうちに、内在的に存在する実体と現在の存在する永遠なものとを認識すること」を、『法の哲学』の課題としている（*Enl. S. 71*）。また、講義でも、「国家の理念というとき特殊な国家や特殊な制度を念頭に置いてはならない」（*VI. S. 632*）⁴と云う。あくまで、「学では、ただ事柄の概念のみが問題となる」⁵のである。

プロイセン国家と『法の哲学』を「比較」してヘーゲルの国家像がプロイセンの現実に合致しないことを告発したシューバルトとカルガニコに対して、ヘーゲルは、晩年、実定的現実と哲学的理念を比較する外面的な非哲学的考察方法を批判している⁶。プロイセン国家であれ近代的な立憲君主制国家であれ、それらの実定的表象に立脚してヘーゲル国家論を論評するのは、ヘーゲルからみれば哲学的国家論の埒外にある。それゆえ、はっきりしていることは、現前する政治状況に対する解釈者の実存的態度のおも

むくままにヘーゲル国家論の特質を論じても——そのことが解釈者にとつて目を潤ませるほど意味のあることだとしても——、ヘーゲルからすれば、ただちに問題外になつてしまふということである。

もつとも、事はさほど単純ではない。なぜなら、ヘーゲルは、他方で、理念を「現在の存在する」ものとしてもとらえることによつて、現実存在する国家にはこうした理性的な核が存在すると主張してもいるからである。とりわけ、「国家を立憲君主制へと形成することは、実定的理念が無限の形式を獲得した近代世界の仕事である」(§213 Ann.)と明言するのだから、特殊時間的限定のなかで、少なくとも近代の立憲君主制国家にある一般論は、ヘーゲル国家論に表現されていると考えたくもなる。あるいはさらに、特殊空間的な限定に類したものであつたヘーゲル国家論に持ち込まれているようにもみえる。たとえば、「人びとは、自分の持つ諸原則に照らせばいかなる国家も悪いものとして宣言することができる。しかし、こうした国家であつても、『国家としての国家、キリスト教的ヨーロッパの国家』という本質的なものを自分のうちに現存させているのであれば、国家が持つあらゆる本質的契機を含んでいるはずである」(VI. S. 632) とヘーゲルは言明する。こうなつてくると、ヘーゲル国家論は、「キリスト教的ヨーロッパ

の国家」、あるいはそれに追隨した国家にしか通用しない、という理解も生まれうる。

いずれにせよ、我々のイメージする近代国家は、ヘーゲルが把握した国家の理性性を具備しているとみられるかぎり、それは理性的なものとして受けとめなければならないようである。だから、こうした筋書きからすると、実定的な国家を標準にヘーゲル国家論を論評することのほうが、むしろ妥当性があり、しかも正統だということになる。

しかし、現実存在する国家が理性的であるとの主張は、ヘーゲルが『法の哲学』で展開した国家の概念諸契機を——それが発現しようとなかろうと——具有するかぎりのものについていわれているとみられる。したがつて、当然ながら、現実存在する国家の特殊性まで含めて一切合財理性的だというわけではない。哲学的に把握された国家と実定的に存在する国家との相互連関を念頭におきつつ、国家の実定性そのものは理性と無関係だとするヘーゲルの主張を容認するかぎり、『法の哲学』では、現実存在する国家が問題化されるのではなく、あくまで、おおよそ国家であればもつはずの内在的な理性性が主題化されていると考えなければならぬだろう。

国家の理性性が現実存在する国家に内在する以上、哲学的に国家を議論する者は、この現在を「十字架」として背負わなければならない。しかし、その過程で主題化され摘

み取られた理性という「薔薇」をこそ、国家論では展開すべきなのである (Enl. S. 73)。「法の哲学」で叙述されてい薔薇は、もちろん「自由の理念」(S. 1, 2, 4) のことである。これに対し、国家の理性性を歪める実定的要素は、こうした自由ならざる十字架である。国家における「現在する理性」の薔薇を摘もうとしたヘーゲルにとって、眼前にあるプロイセン国家はたしかに十字架であった。

もちろん、薔薇よりも十字架に目がいく立場からすれば、ヘーゲルが主張する国家の理性性にも難点を指摘することもできよう。すなわち、ヘーゲルは、プロイセンという現在の十字架を背負いながら国家の理性性を剔出しようとするのだから、このことにより明確になった国家の理性性は、プロイセンの現実に照らしてだけ意味があるというような異論である。しかし、この場合、ヘーゲルの議論のなかに特殊プロイセン的なのと考えうる要素を認めることができるかどうか、この異論に組するかどうかの分かれ目になる。

ただ、今日までのヘーゲル研究の到達点に依拠するかぎり、ヘーゲル国家論の基本性格をプロイセン反動の御用哲学、順応主義と断ずる「略式有罪判決」は、すでに維持できなくなっていると思われる。とりわけ、ジャック・ドントの研究によって、ベルリン期ヘーゲルの具体的政治姿勢はむしろ進歩的改革者のものであることが判明しており、

ヘーゲルの実際の活動をみるかぎり、少なくともヘーゲルの御用学者性、順応性を語ることが困難になっている。このような段階に立つ我々としては、プロイセンの現実の論理化と断ずることのできない——むしろこれと無縁の地平にある——国家の理性性を『法の哲学』から読み解くことのほうが、今日とくに要請されている。少なくとも、『法の哲学』を著したヘーゲルの意図自体におも反動性を嗅ぎ取ろうとすることは、いまや空虚な「伝説」と化したものにしがみついてまで冤罪を仕立てるに似たところがあるといわざるをえない。

三 ヘーゲルに批判されてみる——アンチノミーからの脱却の方向性

とはいえ、哲学的な国家把握は公刊の『法の哲学』で明らかにされているとヘーゲルが自負している以上、それがヘーゲル国家論の客観的な内容をなすことはいままでもない。これに対し、先に挙げたようなヘーゲルの具体的な政治的姿勢は、高々ヘーゲルの主観的意図を明らかにするとどまるから、これをもってヘーゲル国家論の客観的な内容に代えることはできないと主張されるとしたら、それも当然である。そして、こうした主張の上になつて、ヘーゲル国家論の客観的な内容は、やはりプロイセン反動の議

論、あるいは百歩譲って近代国家への順応の議論であり、プロイセンの現実などから汲み取った国家の理性性なるものを近代国家全般の理性性へと拡張することによって、権力的な近代国家のあり方を理念的なものに祭り上げたと言語することもできるかもしれない。

こうしたことの論拠には種が尽きない。たとえば、ヘーゲルのいう「君主」が本質的に立憲君主主義の近代的君主であるとしても、ヘーゲルは君主の首を刎ねることができない、だから反動である、と、いつでも言えそうである。あるいは、一国の政治は、統治権に属する「普遍的階層」があれば営めるのであって、議会はたんなる「添え物」(§301 Ann.) でしかない¹⁴と、ヘーゲルは明言しているではないか、と詰め寄られそうである。こうしたヘーゲルの国家像は、一般に代表制民主主義に依拠する議會を「国権の最高機関」とする常識的な近代的国家と比べるならば、おおよそ反動の部類に属するしかないようにみえる。

こうした告発に対して、ヘーゲル国家論に隠されている自由主義という「秘教的意味」¹⁵を明らかにしつつ、ヘーゲルの政治的な主観的意図の卓越性に免じて情状酌量を乞うという弁護方針はありえないだろう。ヘーゲル自身、主観的意図が客観的行為を正当化するという見解を「現代の墮落した格率」 (§126 Ann.)・「偽善」 (§140) として批判し

ている以上、なおさらである。

すでに述べたように、従来の『法の哲学』受容史におけるヘーゲル国家論解釈の根本的欠陥は、解釈者の側の立場や態度を無条件の前提や基準とし、ヘーゲル国家論にある内在的論理連関をみずから引き受ける態度をとっていないことにある。面白いことは、ヘーゲルに対する賛美者や批判者の議論がヘーゲル解釈の相対的な一翼しか占めないし、いわばアンチノミーの一方の主張しか立てていないことである。¹⁶

たとえば、ヘーゲルの議論が時代の保守的傾向に迎合すると評価するときには、経験的普遍性として安定的に成立している「習俗」——保守性の源泉——に対してヘーゲルが批判的な視座を持ち合わせていることは、失念される。また、市民社会の対立矛盾をヘーゲルはごまかしによって宥和したと評価するときには、国家の理性性が發揮されるには国家の有機的再編成——宥和の成り立つ地平——が必要となるというヘーゲルの指摘のもつ意味が理解できなくなる。さらには、ヘーゲル国家論に含まれる民主主義的性格を持ち上げようとするときには、当のヘーゲル自身、民主主義的な国家編成を痛烈に批判していることが議論から抜け落ちてしまう。

いずれにせよ、現代的政治状況に対する一定の立場を前提とした議論に対して、ヘーゲルはつねに逆向きの論理を

提出してくる。いや、むしろこのことこそが、ヘーゲル国家論の基本的な特徴をなすといべきだろう。

したがって、ヘーゲル国家論を一面的に理解することから免れるためには、こうした一定の立場に固執しないことが必要となってくるわけだが、このことは、我々自身がつねになんらかの立場性やら先入観をそなえて生きていかざるをえない以上は、かなり困難な課題といわざるをえない。いやほとんど絶望的な営みといわざるをえないかもしれない。

こうしたなかで、一つ考えうることとしては、ヘーゲルの国家像と我々のそれとが対立に陥っている場合、ヘーゲル国家論は、我々の国家像に対しなんらかの批判的な位置を占めていると受けとめることである。このように考えれば、我々の立場性や先入観を批判する機能がヘーゲル国家論に含まれていると予想することができ、その自覚化もある程度容易になる。そして、こうした批判機能自体は、アチノミーの一極を批判するというヘーゲル国家論に内在する一つの論理であるから、批判機能の受け入れがその内在論理の別出の一端を担うことになる。要するに、ヘーゲル国家論が、我々の国家像の批判者として、いかなる論点を提示するのかを注視すべきだということである。

このような形でヘーゲル国家論の内在論理の別出がどこまで徹底できるかは、もちろん我々の主観的能力いかに

かかっている。しかも、このような作業が我々に対する批判となって歯向かってくる以上、それを受容することはどうしても厳しい作業とならざるをえない。しかし、我々が抱える立場性のこともあればこそ、このような方法によってしかヘーゲル国家論に内在する論理を引き受けることができない以上、ヘーゲル国家論の研究は、こうした絶望的な道をたどらざるをえないだろう。しかし、「思弁的な知の本性」・「論理学的精神」に従って『法の哲学』を評価するようヘーゲルがとくに要請していることを考えると (Enl. S. 59)、ヘーゲル国家論の内在論理を引き受ける絶望の道は、その研究を行なうもつとも正当な立場といえるかもしれない¹⁷。

このようなヘーゲル国家論の研究は、当然ながら、ヘーゲルのおかれた歴史的脈絡ないしは状況の検討を通じてその意味を論ずるような、あるいは今日われわれが置かれている政治的現実との比較において妥当性を示すような、経験的な手法の対極を行く。もちろん、我々は、歴史学的な研究態度や現実の有効性を評論する態度に、それぞれに固有な意義を認めないものではない。しかし、他面では、このような研究態度は、歴史上の一時期にヘーゲルの国家像をはめ込んで身動きのとれないものとし、その静態において特性描写を行なう虞がきわめて大きいだろうから、先に問題とした二面性の議論に迷い込むのみならず、ヘーゲル

の論ずる国家概念に含まれる概念としての動き、動態性を扼殺することになりかねない。

四 国家概念の動態性を示しうるか——『法の哲学』の生きた解釈の試金石

ヘーゲルの論ずる概念は自己運動をする。もちろん、それはたんに叙述上のこじつけでしかない、とみられるかもしれない。ヘーゲルの議論が成功を収めているかどうかは、我々自身が評価していかなければならぬ対象だが、少なくとも、ヘーゲルは、概念にある論理性ということ、概念が一定の形態に縛られずさらなる主体的な展開を示していくことを想定していたはずである。こうした性格をもつ国家概念を歴史上の二期のものとして決め込むならば、ある時代が次の時代によって反駁されるように、運動する概念によって構成されている『法の哲学』の論理構造によって反駁されることになるだろう。つまり、ある歴史表象によってヘーゲル国家論を扼殺しようとしても、それは必ずや息を吹き返してくることになるだろう。もし、ヘーゲルが意図したように、概念の自己運動が『法の哲学』のなかにそなわっているのであれば、なんらかの歴史表象を撥ねのけてしまう論理の歩みが開示されるはずである。こうしたことが開示されたとき、ヘーゲルの概念の自己運

動に対する理解は、真正なものとなるだろう。

しかし、ヘーゲルは哲学を「時代を思想のうちにとらえたもの」(Enl. S. 72) だとしなかつただろうか。ヘーゲルの国家概念に動態性があると容認したとしても、この点から、それは高々近代までの展開でしかない、という限定的理解も出てきそうである。つまり、ヘーゲルの国家像は、近代以降への射程をもちえないとされそうである。

だが、思想が時代を超越することに対するヘーゲルの批判は、存在基盤のない当為を立てることの恣意性に向けられている(«obd.»)。時代という過ぎ去りゆくものを思想に内化していくことと自体が、時代に即しつつ(「ここがロドスだ!」)時代を超える(「ここで飛べ!」)能動的営為だといわなければならぬ¹⁸。だから、ヘーゲル国家論の正当な解釈がなされうるとすれば、このような時代超出の方向性を明確に提示できるものでなければならぬはずである。そして、これを語りうるのは、国家論を動かす内在的論理にほかならない。

注

1 Vgl. Henning Ottmann, *Individualium und Gemeinschaft bei Hegel, Band I, Hegel im Spiegel der Interpretation*, (Quellen und Studien zur Philosophie; Bd. 11), Berlin/New York 1977, S. 1-32.

2 Georg Wilhelm Friedrich Hegel, 'Naturrecht und

- Staatswissenschaft im Grundriss, Grundlinien der Philosophie des Rechts, Beihn 1821", in: *Vorlesungen der über Rechtsphilosophie 1818-1831*, ed. v. K.-H. Ilting (abgek. VR.), Bd. 2, Stuttgart-Bad Cannstatt 1974. 以下、『法の哲学要綱』の参照・引用箇所は節数のみを本文中に記す。なお、その序文については、『Enl』と略し、頁数を記す。
- 3 G. W. F. Hegel, *Enckyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundriss*, Heidelberg 1817, §91, S. 85.
- 4 G. W. F. Hegel, "Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift K. G. v. Gröshems 1824/25", in: VR., Bd. 4. 以下、本書の参照・引用箇所は、『Enl』をVIと略し、頁数を本文中に記す。
- 5 G. W. F. Hegel, "Philosophie des Rechts, Nach der Vorlesungsnachschrift von H. G. Hohho 1822/23", in: VR., Bd. 3, S. 716.
- 9 Vgl. G. W. F. Hegel, "Erwiderung auf Schubarth/Carganico [Jahrbücher für wissenschaftliche Kritik, 1829]", in: *Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie*, hsg. v. Manfred Riedel, Bd. 1, Frankfurt am Main 1975, S. 214-219.
- 7 「経験の現実があるが、それはたうけとられ、この現実がまた理性的だとも称せられる」。Karl Marx, "Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, [Kritik des Hegelschen Staatsrechts (§§261-313)]", (Geschrieben März bis Augst 1843, Nach der Handschrift), in: *Karl Marx · Friedrich Engels Werke*, Bd. 1, Berlin 1956, S. 207.
- 8 『法の哲学』の直接的な基礎となる国家把握が、すでにバーデン王国におけるハイデルベルク大学時代での『エンテュクロペディー』（一八一七年）、「自然法と国家学」講義（一八一七・一八年）で基本的に完成していたことに注意すべきである。もともと、このときからプロイセンに対するヘーゲルの期待を語ることもありうるかもしれない。
- 9 ヘーゲルが『法の哲学』をめぐる「政治上の立場の転換」をはかっているとのイルティンクの指摘¹⁾すなわち順応主義に同意する見解が近年また復活している。福吉勝男「ヘーゲルに還る——市民社会から国家へ」、中公新書、一九九九年、一五八頁参照。イルティンク・テーゼに対しては、否定的な私見をすでに述べてある。拙稿「イルティンク・テーゼ」『現代思想』一九九三年七月臨時増刊、二五六―二五九頁参照。
- 10 Cf. Jacques D'Hondt, *Hegel en son temps (Berlin, 1818-1831)*, Paris 1968, p. 287. J. ゼンント『ベルリンのヘーゲル』、花田圭介監訳・杉山吉弘訳、法政大学出版局、1983年、二九五頁。
- 11 Vgl. H. Ottmann, "Hegels Rechtsphilosophie und das Problem der Akkomodation, Zu Iltings Hegelkritik und seiner Edition der Hegelschen Vorlesungen über Rechtsphilosophie", in: *Zeitschrift für philosophische Forschung*, Meisenheim/Glan 33 (1979), S. 22.

12 ヘーゲル国家論において「君主」の占める地位が「無意味であることの尊厳性」にあることについては、拙稿「君主の無意味性——ヘーゲル『法の哲学』における君主の使命」、『一橋論叢』第一〇四巻第二号、二〇〇〜二一九頁参照。

13 ヘーゲル国家論で統治権の恣意性の除去が一つの主題として論じられていることについては、拙稿「統治と市民社会の差異の意義——ヘーゲル『法の哲学』における統治権の恣意性排斥をめぐる——」、『一橋論叢』第一〇〇巻第二号、二〇九〜二一九頁参照。

14 ヘーゲル国家論で議会に実質的な審議機能、立法機能が認められることについては、拙稿「習俗の顕現場としての議会——ヘーゲルの『法の哲学』における議会の位置づけ——」、『一橋論叢』第一一二巻第二号、二四五〜二六四頁参照。

15 ヘーゲルの『法の哲学』の内に「公開的 (exoterisch) 部分」と「秘教的 (esoterisch) 部分」が存在することを指摘したのは、もともとベルクス。Vgl. Marx, a. a. O., S. 206. 再び「公開的」とは経験的、「秘教的」とは論理的と考えることができる。こうした議論と離れて、イルティンクは、『法の哲学』は、「公開的」には反動的だが、「秘教的」には自由主義的で進歩的であるという趣旨でこれを用いた。Vgl. K.-H. Ilting, "Einleitung des Herausgebers, Der exoterische und esoterische Hegel (1824-1831)", in: VR, Bd. 4, S. 55f. われわれこそは、vgl. Ottmann, a. a. O., S. 229-230.

16 ヘンリッヒは、ヘーゲルの理論が自由と反動の二義性を免れない定義を与えようことを指摘する。また、同時に、かかる二義性を推論させるのは、ヘーゲルの形而上学的原理に對立する思想によつてであつて、ヘーゲル自身は二義的根拠によつてこうした推論に到達したのではないと主張する。Vgl. Dieter Henrich, "Vernunft in Wirklichkeit, Einleitung des Herausgebers", in: Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Philosophie des Rechts, die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift*, hrg. v. D. Henrich, Frankfurt am Main 1983, S. 26, 30.

17 論理的な探究を主とするべきことについては、vgl. Vittorio Hösle, "Die Stellung von Hegels Philosophie des objektiven Geistes in seinem System und ihre Aporie", in: *Anspruch und Leistung von Hegels Rechtsphilosophie*, hrg. v. Christoph Jermann, (Spekulation und Erfahrung, Texte und Untersuchungen zum Deutschen Idealismus: Abteilung II, Untersuchungen, Bd. 5), Stuttgart-Bad Cannstatt 1987, S. 12.

18 「存在すべきである」状態という理念の名の下に現実の政治状況を真に批判し規範的に判断することは可能である。しかし、これは、個人的空想によつては達成されない。これが可能になるのは、ただ、いまこゝで (部分的に) しかも不完全に実現している状態 (の理念) という現実状況に含まれている「*所為*」を導くことによつてである」。Adrian Theodor Peperzak, *Philosophy and Politics, A Commentary on the Preface to Hegel's*

Philosophy of Right, (Archives internationales d'histoire de idées;

113), Dordrecht/Boston/Lancaster 1987, p. 107.

(かみやま のぶひろ・西洋思想史)